

2024年1月

各 位

山梨県民信用組合
理事長 南 邦男

不祥事件の発覚ならびに第三者委員会の設置について

この度、誠に遺憾ながら、元職員による不祥事件が下記のとおり発覚し、去る1月19日に公表いたしました。また、不祥事件にかかる内部調査の過程において、同職員による過去の事件（下記1.不祥事件の概要の（3）出資証券お預かり証等の不正利用による着服）に関し、当時の一部役職員がその事件性を認識していたにも拘わらず、法令で定められている期限内の当局への届出を怠っていたこと、および被害にあわれたお客様に対し適切な説明を行っていなかった事実も判明いたしました。

信用を第一とする金融機関として、このような重大な事態を招いたことについて、誠に申し訳なく、役職員一同深く反省しております。

また、被害にあわれたお客様を始め、日ごろより当組合を信頼しお取引をいただいているお客様、組合員の皆様、地域の皆様に対し、多大なるご迷惑とご心配をおかけすることに対して、心から深くお詫び申し上げます。

当組合は、こうした事態を重く受け止め、この度、第三者の専門家（弁護士）から構成される「第三者委員会」を設置し、当局への届出を怠っていたことや不祥事件の事実関係、ならびに類似事案の客観的調査を徹底的に行うとともに、発生原因の分析ならびに再発防止策の検証を行い、厳正に対処してまいります。

記

1. 不祥事件の概要

（1）事故者

当組合元職員（40代 男性）

1998年4月 旧甲府中央信用組合入組 本店営業部

その後、同信組北支店（現山梨県民信用組合本店営業部 北出張所）、山梨県民信用組合緑が丘支店（同）、北支店（同）、東支店（現青沼支店）、酒折支店（同）勤務を経て

2012年8月西支店（現本店営業部）

2016年4月須玉支店（現韮崎支店 店舗内店舗）

2017年3月退職

（2）カードローンの不正利用による着服

1 被害にあわれたお客様

1人

2 事故発生店

旧甲府中央信用組合北支店（現本店営業部 北出張所）

- 3 事故金額
約 200 万円
- 4 発生期間
2000 年 6 月 ころ～2023 年 9 月 ころ
- 5 事故の概要
カードローン申込書を代筆して作成し、発行したローンカードをお客様に渡さずに自宅で保管。その後、同ローンカードを不正に使用し、ATM から出金した現金を着服。
- 6 発覚の経緯および時期
お客様からの問い合わせを端緒として、2023 年 9 月に発覚。

(3) 出資証券お預かり証等の不正利用による着服

- 1 被害にあわれたお客様
3 人
- 2 事故発生店
旧西支店（現本店営業部）、旧須玉支店（現韮崎支店店舗内店舗）
- 3 事故金額（累計）
5,800,000 円（実損金額 0 円）
- 4 発生期間
2014 年 8 月～2017 年 8 月
- 5 事故の概要
出資金加入を口実に、「出資証券お預かり証」および「受入手数料領収証」を不正に使用してお客様から現金を預かり、これを着服。
- 6 当初発覚の経緯および時期
お客様からの問い合わせに基づき、当時の関係役職員が事故者に質したところ、2017 年 3 月、同年 8 月、9 月に順次発覚。
- 7 今回未届けの不祥事件が判明した経緯および時期
カードローンの不正利用事件の内部調査を進める過程で、出資証券お預かり証等の不正利用事件に関する当時の記録が発見され、事故者に質すとともに当時の関係職員や全ての常勤役員にヒアリングした結果 2023 年 9 月に発覚。

2. お客様への対応

ご迷惑をおかけしたお客様には、事実関係をご説明したうえで、深くお詫びを申し上げました。また、出資証券お預かり証等の不正利用にあわれたお客様の被害金額については、全額元職員により弁済されております。

3. 監督官庁等への届出等

カードローンの不正利用事件（上記 1（2））については、事件発覚後、速やかに法令等に基づき監督官庁へ届出しました。その後、警察への相談を行っております。

また、出資証券お預かり証等の不正利用事件（上記 1（3））については、カードローンの不正利用事件の内部調査において未届が判明した後、速やかに法令等に基づき監督官庁へ届出しました。

4. 元職員および関係者の処分等

元職員ほか退職済みの関係役職員を含め、今後の第三者委員会の調査結果を踏まえたうえで、管理・監督・当事者責任の所在を明らかにし、相応かつ厳格に対処してまいります。

5. 再発防止と今後の対応

当組合は、法令等遵守を経営の最重要課題として位置付け、態勢整備を図つてまいりましたが、今回の不祥事件が発生したこと、また、過去の案件における当時の一部役職員の不適切な対応を厳粛に受け止め、当局への未届けに至った経緯、事件の事実関係や発生原因を客観的に分析し、抜本的な再発防止策の策定に向けた提言をいただくために、外部専門家である弁護士から構成される「第三者委員会」を設置いたしました。第三者委員会の構成は、末尾のとおりです。

今後は、再発防止に向けて内部管理態勢の再検証ならびに一層の充実・強化に取り組むとともに、顧客本位の経営をより一層徹底し、お客様の信頼回復に向け全力で取組んでまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】

「総務人事部」

電話： 055-228-5151

担当： 萩原・風間

受付時間：午前 9 時～午後 5 時

なお、1月22日以降は、平日午前9時から
午後5時までとさせていただきます。

<末尾>

第三者委員会の構成

委員長：弁護士 錦野 裕宗（ニシキノ ヒロノリ）氏
弁護士法人中央総合法律事務所（東京事務所）パートナー

委員：弁護士 川西 拓人（カワニシ タクト）氏
のぞみ総合法律事務所 パートナー

委員：弁護士 山口 明（ヤマグチ アキラ）氏
日本橋中央法律事務所 パートナー